



経理の窓 2月号

平成27年2月1日号

立春とは、名ばかりの寒さの厳しい毎日が続いています。
花粉の飛散もはじまりました。お変わりありませんか？

今月の税務

- 法人** : 12月決算法人の確定申告と納税
地方税 : 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付
個人 : 所得税の確定申告 2月16日～3月16日
贈与税の確定申告 2月2日～3月16日

平成27年度税制改正の大綱が閣議決定されました。

平成27年1月14日に平成27年度税制改正の大綱が閣議決定されました。大綱は、財務省のホームページより入手することができます。今回の改正は、法人課税において実効税率の引き下げが焦点になりました。景気回復のための先行減税ですが、代替財源確保のために欠損金、配当金、外形標準課税などの項目が増税になっています。

個人課税では、結婚・子育て資金贈与の非課税措置が創設されました。

消費税に関しては、10%への引上げの時期の変更等のための税制上の措置が講ぜられます。

《税制改正の大綱の主要な内容》

○法人税関係

- ・実効税率の引き下げ
- ・繰越欠損金の利用制限
- ・受取配当金の益金不算入の縮小
- ・外形標準課税の強化
- ・地方拠点強化税制の創設

○所得税関係

- ・ジュニアNISAの創設
- ・住宅ローン減税の延長
- ・ふるさと納税の拡充
- ・出国時の株式含み益課税の創設

○資産税関係

- ・住宅取得資金贈与の延長・拡充
- ・結婚・子育て資金贈与の非課税の創設
- ・教育資金贈与の非課税の延長

○消費税関係

- ・税率引き上げ時期の明記
- ・国境を越えた役務提供の課税の創設
- ・免税店制度の拡充

《年末調整や確定申告で気になっていること》

◇ゴルフの会員権を譲渡した場合の損失は、？

平成26年3月31日までの譲渡で生じた損失は、他の所得と損益通算ができます。

◇扶養親族とは、「生計を一にする」親族で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

ここでいう親族は、6親等以内の血族と3親等以内の姻族をいいます。

○結婚しました。配偶者の子は、養子縁組していなくても扶養親族になるの？

3親等以内の姻族なので、合計所得金額が38万円以下であれば扶養親族に該当します。

配偶者の親も3親等以内の姻族です。

○海外に留学している子は、扶養親族になるの？ 入院している親は？

要件に該当していれば扶養親族になります。

*ここでいう「生計を一にする」とは、同居を要件にするものではなく、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常態にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生活を一にする」ものとして取り扱われます。

*平成27年度税制改正では、確定申告や年末調整の書類に、日本国外に居住する親族に係る扶養親族等の関係書類の添付が義務化されました。この改正は平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び年金、平成28年分以後の所得税について適用されます。

「親族関係書類」と「送金関係書類」の提出または提示が必要となります。

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。

財務省のホームページには、平成27年度税制改正の大綱・概要が掲載されています。

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/index.html

有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>